

守り育てよう みんなの文化財



はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成14年3月26日付けで15件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境と併せて保存するために文化財環境保全地区1件を決定しました。

その内訳は建造物6件（指定5件・登録1件）、美術工芸品7件（指定）、無形民俗文化財1件（登録）、史跡名勝天然記念物1件（指定）、文化財環境保全地区1件となっています。

この冊子では、今回指定等を行った16件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定文化財保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

また本年度は京都府文化財保護条例制定20周年にあたりますので、これを記念し、各地域ごとに特色ある府指定・登録等文化財を紹介する特集頁（12～21頁）を組みました。

これまで刊行した19冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

表紙写真の説明

もくぞうびしゃもんでんりゅうぞう
木造毘沙門天立像（美術工芸品・指定）

しょうかくいん
正覚院 宇治市

ヒノキ材の寄木造。玉眼を嵌入し、表面は彩色を施しています。兜を被った若々しい面相をあらわし、当初から伝わる二邪鬼の上に立ちます。入念な盛上彩色や截金などが全身に大変良く残っていて、優美で繊細な作風を良く示しています。

足柄に「法印朝円作」という銘があり、鎌倉時代後期に京都を中心に活躍した京都三条仏師のひとり、朝円の作であることがわかります。朝円は平安時代の仏師定朝の弟子になる長勢の流れをくむ「三条仏所」に繋がる円派仏師とみられます。

本像は、当代の三条仏所の繊細華麗な作風をよく示す基準作として注目される仏像です。鎌倉時代。像高125.4cm。

おしらせ

相楽郡加茂町に所在する「当尾の豊岡柿 松右衛門のカキ及び楠原家のカキ」は平成2年4月17日付けで京都府指定天然記念物に指定されていましたが、松右衛門の柿が平成13年8月の台風11号で倒伏したことにより平成14年3月26日付けで「当尾の豊岡柿」に名称が変更されました。

※指定・登録等種別の略号（12～21頁）

(建)	建造物	(民・有)	有形民俗文化財
(美・絵)	美術工芸品・絵画	(民・無)	無形民俗文化財
(美・彫)	美術工芸品・彫刻	(史)	史跡
(美・工)	美術工芸品・工芸品	(名)	名勝
(美・古)	美術工芸品・古文書	(文)	文化財環境保全地区
(美・考)	美術工芸品・考古資料	(選)	選定保存技術
(美・歴)	美術工芸品・歴史資料	重文	国指定重要文化財（国指定重要文化財に指定されたため府指定が解除となった文化財）
(無形)	無形文化財		

—第20回京都府指定・登録文化財等の紹介—

＝建造物＝

芳春院 靈屋（芳春院）、靈屋（瑞龍院）、
昭堂（呑湖閣）、打月橋、表門、墓參門

芳春院は、大徳寺の山内塔頭寺院の一つで、慶長13年(1608)に加賀前田家の二代藩主利長と三代藩主利常によって母お松(芳春院)の菩提所として創建されたものです。

靈屋2棟は、前田家の墓所の中央に並んで建てられています。芳春院靈屋は元和3年(1617)に、瑞龍院靈屋は慶長19年(1614)に建立されました。両者とも概ね同じ規模で、平面は桁行1間、梁行1間のほぼ正方形の平面をしています。屋根は入母屋造で、正面側に唐破風を付けています。内部は板敷きで、中央に石造五輪塔が安置されています。違いは、芳春院が素木造なのに対し、瑞龍院は極彩色が施されている点です。両者とも近世初期の大家の靈屋として貴重です。

昭堂(呑湖閣)は、下層に春屋宗園の木像や、壇越の位牌を安置して、上層には天神を祀る重層楼閣建築です。現在の建物は文化12年(1815)に再建されたものですが、屋根を檜皮葺から銅板葺に改めたほかは、大きな改造は加えられていません。望楼風の上層をもつ昭堂に、開山尊像と位牌壇を備えた祠堂を組み合わせた、他に例をみない、貴重な建物です。

打月橋は、本堂と昭堂の間にある池に柱を建てた屋根付きの橋であり、昭堂と一体となって軽快な空間を創り出しています。

表門は、清泉寺と呼ばれていた塔頭の表門が残ったものです。現在は本瓦葺の屋根ですが、本来は檜皮葺であったと考えられます。

墓参門は、尼崎にあった大徳寺派の栖賢寺の門を昭和6年(1931)に譲り受けたものです。元の建立年代は江戸時代中期に遡ると考えられます。

このように芳春院は、江戸時代初期から後期にかけての多彩な建築が残る点で貴重です。

徳禅寺 客殿

徳禅寺は、大徳寺の開山宗峰妙超の後を継ぎ、第一世となった徹翁義亨が貞和3年(1347)頃開いた寺院です。

客殿は、慶長年間(1596-1615)に再建されたと伝えられています。桁行10間、梁行8間の大型の客殿です。現在外廻りは、建具が建てられていますが、元は開放で幅1間の広縁でした。屋根は入母屋造、棧瓦葺ですが、本来は檜皮葺であったと推定されます。



指定 芳春院靈屋(芳春院)手前、靈屋(瑞龍院)奥
(京都市北区)



指定 芳春院昭堂(呑湖閣) (京都市北区)



指定 芳春院表門 (京都市北区)



指定 徳禅寺客殿 (京都市北区)

また、客殿の西面南端から直廊で玄関門が附属し、西に扉口を開けます。この玄関門は直接外部の参道に面しています。

徳禅寺客殿は、大徳寺境内で数少ない慶長期の客殿で、中世から近世にかけての大徳寺内の客殿変遷を知る上で貴重な遺構です。



指定 徳禅寺客殿 内部 (京都市北区)

桂春院 本堂、庫裏、書院、表門

桂春院は、妙心寺の山内塔頭寺院で、慶長3年(1598)に創建された見性院という寺院を前身とし、寛永9年(1632)に院号を改めたのが始まりです。

本堂は、前身の見性院からの建物で、慶長年間(1596-1615)に建てられたと考えられます。小型の客殿建築ですが、妙心寺山内の慶長期本堂の特徴をよく示しています。玄関は、直廊式で本堂と同時期の建物です。両者とも本来は、こけら葺の屋根であったと考えられます。

庫裏は、本堂の北側に建っています。本堂と同じく慶長年間の建立と考えられますが、後年の改造が多く当初の形態はよくわかりません。切妻造、棧瓦葺の屋根で、正面は柱、妻梁、東、貫だけで簡素に構成されています。

書院は、庫裏の東側に接していて、江戸時代前期の建物と推定されます。8畳の上の間と6畳の次の間からなり、書院北には既白軒と称する草庵風3畳敷の茶席が接続します。

表門は、様式上から慶長のころの建物と推定されます。小型で装飾も少なく、簡素、古風な造りをしています。

以上のように桂春院は、慶長期の妙心寺山内塔頭寺院の特徴をよく残している点で貴重な建築群です。



指定 桂春院本堂 南広縁 (京都市右京区)

西山神社 本殿

西山神社は、亀岡市畑野町千ヶ畑に鎮座し、山神、牛頭天王(主祭神)、良持天王、聖御前の四神を祀っています。現在の建物は、宝永元年(1704)に建てられました。

建物は形式的にあまり例のない四間社流造の本殿です。屋根はこけら葺で、干鳥破風と唐破風を用いて変化に富んだ形態をみせています。

当本殿は、造営記録や棟札からその造営経緯、造営費用及び造営大工等が判明していて、近世中期の遺構として大変貴重です。



指定 桂春院庫裏 (京都市右京区)



指定 西山神社本殿 (亀岡市)

びとうけいめうたく しゅや おくざしきとう うらぐら しんざしきとう
尾藤家住宅 主屋、奥座敷棟、内蔵、新座敷棟、
雑蔵、新蔵、米蔵、奥蔵

尾藤家住宅は、加悦町加悦の下ノ町に所在する住宅です。尾藤家は近世末には生糸、ちりめん問屋を営み、近代には回船業も営んでいました。主屋など現存する建物の大半は慶応元年(1865)に上棟されたことが、棟札によってわかっています。

主屋は、「ちりめん街道」に東面して建ち、屋根は切妻造、棧瓦葺。棟には煙出しを付け、2階の壁は背面を除いて軸部、軒廻りを漆喰で仕上げ、堂々たる外観を見せています。

奥座敷棟は、主屋の居間北側に接続し、2階には和室2室を配します。

内蔵、新座敷棟、雑蔵、新蔵は、奥座敷棟の西に続き、敷地北面の表から裏までを占め、その規模の大きさをうかがうことができます。

なかでも新座敷棟は、昭和初期の建物ですが、1階に和室、2階には洋室を設け、階段を上った正面にスタンドグラスを嵌めこむなど、意匠を凝らしています。

米蔵は、反対に敷地の南側にあり、主屋の通り土間を抜けた奥にある蔵です。

奥蔵は、敷地の最も奥にあり、背面は裏の道に接し、中央に扉を開きます。この建物だけが他と方位を異にし、近世後期の意匠があることから、当屋敷内では最も古い建物であると考えられます。

以上のように尾藤家住宅は、ちりめん産業で栄えた当時のこの地域の面影を伝え、丹後地域の商家建築の成立過程を知る上でも貴重な遺構です。

たかくらしんじや はいでん きやうほんでん
高倉神社 拝殿 (旧本殿)

高倉神社は、綾部市高倉町に鎮座し、後白河天皇第二皇子高倉宮以仁王の御霊を、養和元年(1181)に当地に勧請したことに始まります。

中世の神社の様子は詳らかではありません。

江戸時代に入り、元文4年(1739)に火災に遭いますが、延享3年(1746)に再建されました。

現在の拝殿は、明治43年(1910)に新たに本殿を造営した際に、それまでの本殿を改造したものです。桁行3間、梁行2間、切妻造の屋根に、方1間、唐破風屋根の拝所が取りつきます。

高倉神社拝殿は、本殿から拝殿へ大きく改造を受けているものの、妻や軒に地域的な特色が表れていて、当地域の近世中期の神社本殿遺構として貴重です。



指定 尾藤家住宅 主屋 (加悦町)



指定 尾藤家住宅 ザシキ (加悦町)



指定 尾藤家住宅 新座敷棟2階 (加悦町)



登録 高倉神社拝殿(旧本殿) (綾部市)

＝美術工芸品＝

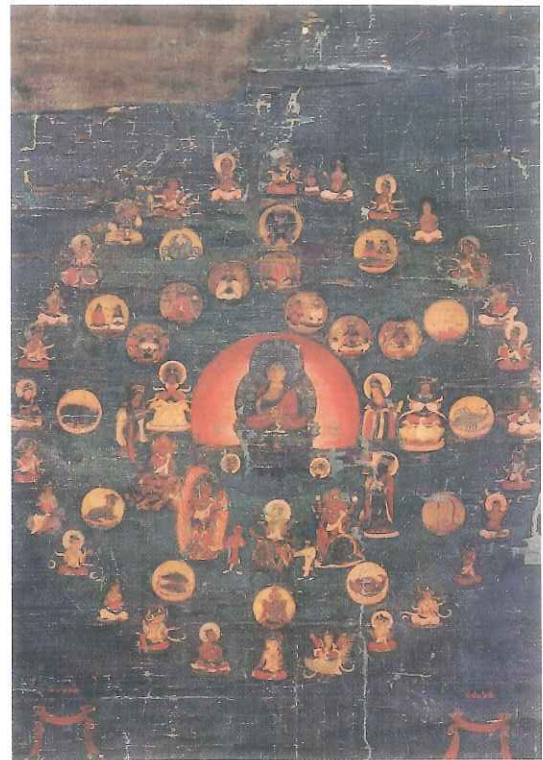
絹本著色星曼荼羅図

1 幅

星曼荼羅図は、災害の消滅や延命を祈る北斗法という密教の修法の本尊として用いられ、諸尊を円形に配置する天台系のものと、方形に配置する真言系のものがあります。

本図は画面中央に四重の同心円からなる四院を大きく配し、下方両隅に宝瓶を描きます。また上方には北斗七星とみられる星が輝いています。四院は北極星をあらわす釈迦金輪を描く第一院を中心に、第二院には北斗七星及び九曜星、第三院には黄道上の十二宮、第四院には白道上の二十八宿を表します。釈迦金輪は、海中より屹立する岩上の蓮華上に、朱衣をまとい定印を結び結跏趺坐します。岩の根元には人頭蛇髪の二匹の蛇が左右に鎌首をもたげます。

柔軟闊達な描線を用い細部表現も堅実に行われ、諸尊はやや目尻を上げ、引き締まった相好にあらわされます。これらの描法、賦彩の特徴から制作年代は鎌倉時代前期頃と考えられ、奈良県法隆寺本に次ぐ天台系星曼荼羅図の古例として高い価値を持っています。鎌倉時代。縦60.5cm、横40.5cm。



指定 絹本著色星曼荼羅図（真輪院 南山城村）

絹本著色春日宮曼荼羅十六善神図

1 幅

回廊に囲まれた内院・中院を中心とした春日社境内と奥山（御蓋山・春日山・若草山）を俯瞰的にあらわし、最上部に春日社本地仏を配した春日宮曼荼羅図の主部を画面上部に、「大般若波羅蜜多經」と大書した扁額を中心に、同經を守護する十六善神図を中央から下部に配し、最下辺には春日一の鳥居及び神鹿五頭を描きます。

春日宮曼荼羅図は柔軟な描線で緻密に表現されることに対し、十六善神図は肥瘦の少ない太めの描線に平面的な著色をもっておおらかに表現され、対照をなしています。

本図は春日宮曼荼羅図と十六善神図を同一画面に併せ描いた他に例をみない作品ですが、春日社及び大般若經を強く信仰した海住山寺開基である解脱房貞慶（1155～1212）の信仰の影響下に制作されたものと考えられます。とりわけ春日宮曼荼羅図は優れた作風を示し、制作年代は鎌倉時代後期（13世紀後期）に遡るとみられます。鎌倉時代。縦128.0cm、横40.4cm。



指定 絹本著色春日宮曼荼羅十六善神図
（海住山寺 加茂町）

ずいせんじでんらいひょうぐざいれ ずいせんじざいれ
瑞泉寺伝来表具裂 (瑞泉寺裂)

23幅

瑞泉寺に伝来する表具に用いられた染織品で、豊臣秀次の妻妾等の辞世和歌懐紙20幅と瑞泉寺住持あての香衣勅許の綸旨2幅及び女房奉書1幅の23幅からなります。瑞泉寺は慶長16年(1611)に角倉了以が、非業の死を遂げた秀次一族を弔うために建立した寺院です。これらの表具裂には秀次妻妾の所用と伝える辻が花小袖や繡箔小袖のほか、いわゆる慶長・寛文小袖などの裂地を用いており、近世染織資料の文様表現や技法の美しさを知る上で高い資料価値をもっています。

写真は後西天皇綸旨で、上下は辻が花小袖を引き解いて表具裂としたと考えられます。松皮菱取りに紫と萌葱で斜め段替わり風に染め分け、紫地内に菊と藤、萌葱地内に藤と椿を縫い絞りで表しています。縦122.0cm、横62.4cm。桃山～江戸時代。



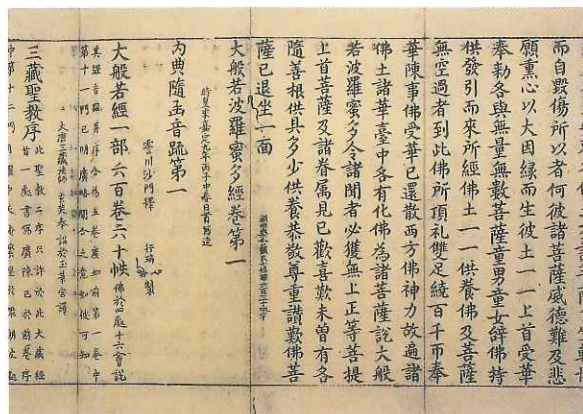
指定 瑞泉寺伝来表具裂 (瑞泉寺 京都市)

だいほんにやきょう
大般若経

591帖

中国南宋時代に開版された磧砂版と呼ばれる版本(版木で印刷された経典)を主体とする大般若経で、一部に室町時代に刊行された春日版と江戸時代の写経とを補っています。磧砂版は平江府(現蘇州)の磧砂延聖院という寺院において、13世紀前半から約1世紀にわたり、多数の僧俗の施財によって制作された私版の一切経ですが、同版の南宋時代の大般若経がまとまって伝来している例は、奈良県西大寺本など数本しかありません。

本経は奥書により室町時代中期までに成相寺に伝来したことが明らかであり、磧砂版大般若経のまとまった稀少な例として宋版経典研究上に高い価値をもっています。写真は巻1の尾題部分。南宋・室町・江戸時代。



指定 大般若経 (成相寺 宮津市)

きたのてんまんぐうこきろく
北野天満宮古記録

38冊

北野天満宮に伝来する鎌倉時代から江戸時代初期にかけての記録・日記類38冊です。記録22冊は、同社の神事、神輿造替、荘園支配などに関するもの、日記16冊は一般には『北野社家日記』といわれ、祠官の一つである松梅院に伝来したものです。

これらの記録類により、北野社の神事、経営やそれを支える神人らの動静、荘園の支配状況、室町時代に盛んであった連歌や勸進能、茶会などの様相を具体的に知ることができます。日記の紙背文書群と併せ、当該時代の政治・経済・文化に関する基本的な史料群として高い価値をもっています。写真は、北野社家日記のうちの3冊(延徳4年・永正元年・慶長4年)。鎌倉時代～江戸時代。



指定 北野天満宮古記録 (北野天満宮 京都市)

とくほうぜん傑関係資料
特芳禅傑関係資料

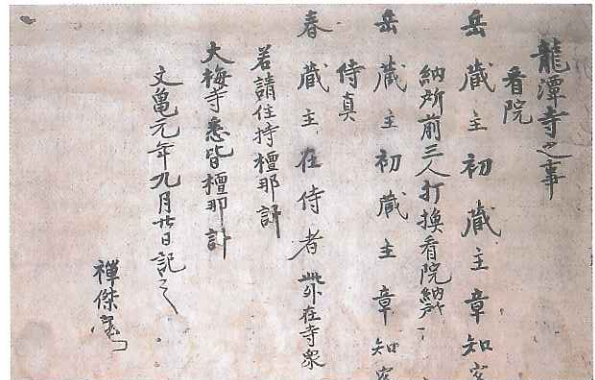
21点

龍潭寺は亀岡市藤田野町太田に所在する臨済宗寺院で、15世紀後半に丹波国守護細川政元の家臣松井氏が檀那となり、大徳寺・妙心寺などを歴住した特芳禅傑(1419～1506)を開山に迎えたことをはじまりとします。

このことから同寺には特芳禅傑及びその師である雪江宗深(1408～1506)、龍潭寺二世となった大休宗休(1468～1549)に關係する絵画(6点)、墨跡、詩文類(6点)及び古文書(9点)がまとまって伝来しています。

これらは、妙心寺や竜安寺の中興に功績があった特芳の事績を知るうえにおいて、また室町時代後期における林下寺院の地方展開の様相を今日に伝える歴史上重要な資料といえます。

写真は、文亀元年(1501)9月20日特芳禅傑龍潭寺遺囑状で、龍潭寺の当時の規模、運営を窺うことができる唯一の史料として貴重です。室町時代・江戸時代。



指定 特芳禅傑関係資料 (龍潭寺 亀岡市)

＝無形民俗文化財＝

おおくりじんじゃ つなひ
大送神社の綱引き

船井郡八木町字日置の大送神社では、1月17日、区の人々により綱引きが行われています。

準備は、区内の九組が一年交替の輪番制で務めます。当日朝、各戸から一人ずつ出て組長宅などに集合し、手分けしながら長さ七尋半(約14m)の綱を作ります。この綱は、昔、村人を困らせた大蛇で、綱と同時に約1m四方の的も作られ、これは大蛇の目に当たるといっています。

夕方、まず神社の一角で弓の行事がおこなわれます。先ほど作り上げた的を綱に立てかけ、組長が的に向かって三回矢を射ます。最初は的をはずれ、次は的の端に当たり、最後に中央を射抜くならわしで、三番目の矢で大蛇の目を射抜くと、的は直ちに破り捨てられます。

次は綱引きで、区内を東西に走る府道より北に住む人は北側で、道より南に住む人は南側で綱を引きます。太鼓の合図で綱引きが始まり、七回綱を引き四回勝った方が勝ちで、勝負は組長が判定します。勝ち負けはその年の作柄を占うといい、北が勝てば麦(あるいは山)が、南が勝てば米(あるいは田)が豊作になるといわれています。



登録 大送神社の綱引き (八木町)

= 史跡 =

長者森古墳

長者森古墳は天田郡夜久野町字高内小字麻畑に所在する、直径約23m、高さ約4.7mの円墳です。この古墳は、同町上夜久野地域の東南端、牧川の北側に位置する丘陵先端の段丘面上にあたる、国道9号線から比高差約10mの斜路を上がった町立育英小学校の校庭の一角にあります。

古墳内部には両袖式の横穴式石室を備え、石材はこの地域で多く産出する玄武岩を使用しています。造られた時期は石室の構造などから古墳時代後期、6世紀後半頃と推定しています。

後期古墳のなかで、石室の規模は旧丹波国中最大級であり、保存状況も極めて良好です。また、大型の両袖式横穴式石室を持つ近畿地方の事例中でも最古級と評価できるなど、京都府の古墳時代を考える上で貴重な古墳といえます。

長者森古墳は、町立育英小学校内で地域の方々によって保存管理が行われ、平成4年に夜久野町の史跡に指定もされ、郷土学習の教材として活用されてきました。



指定 長者森古墳 全景 (夜久野町)



指定 長者森古墳 横穴式石室 (夜久野町)

= 文化財環境保全地区 =

高倉神社文化財環境保全地区

高倉神社は、綾部市高倉町に鎮座する旧吉見郷6ヶ村の総社です。境内は東西に細長く、参道入口の東端から本殿の鎮座する西端まで雛壇状に高くなっています。参道には社務所や神楽舎をはじめ、石鳥居や燈籠、狛犬などが配され、入口から一直線に延享3(1746)年建立の拝殿(府登録文化財)や本殿へとつながっています。

境内地は山麓の谷地形で、斑禰岩の岩盤上の湿润な立地環境となっています。社叢はスギ、ヒノキの大径高木からなる針葉樹林とウラジロガシ、ツクバネガシの大径高木からなる常緑広葉樹林とに大別されます。中でも本殿北側奥の樹高40mを越える2本のスギ(「夫婦杉」)はひときわ抜きんでいます。

一方低層木にはアオキ、サカキ等がみられ、草木層にはクマザサ、フユイチゴ、ミヤマカタバミ等がみられます。

このように高倉神社の社有地約0.78haは、登録有形文化財の拝殿を含む境内と、それらを取り囲む社叢が歴史的景観を形成しており、貴重な保存すべき地域です。



決定 高倉神社文化財環境保全地区 遠景 (綾部市)



決定 高倉神社文化財環境保全地区夫婦杉 (綾部市)

—京都府指定登録文化財等の保存修理事業—

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保護活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成13年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を紹介します。

区 分	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
① 建造物保存修理事業	10	81,870	32,157
② 建造物防災施設事業	5	12,076	7,083
③ 美術工芸品保存修理事業	3	9,976	4,988
④ 美術工芸品防災施設事業	1	6,174	3,087
⑤ 史跡名勝天然記念物保存事業	1	635	317
⑥ 無形文化財保存事業	1	2,499	1,102
⑦ 文化財環境保全地区保存事業	2	2,533	1,266
合 計	23	115,763	50,000

＝各補助事業の概要＝

建造物保存修理事業

建造物を文化財としての価値を失うことなく保存していくには、日常的な維持管理のほかに一定の周期で修理を行う必要があります。

綾部市北部にある岩王寺は平安時代、空也上人の開基と伝え、府登録文化財の本堂は江戸時代中期の享保年間(1716～35)建立になるものです。その寄棟造の茅葺屋根は老朽化が進み、木部も軒廻りを中心に虫害・腐朽が著しい状態でしたが、今回の屋根葺替・部分修理により美しい姿を取り戻しました。



岩王寺建造物保存修理事業

建造物防災施設事業

木造が多くを占める文化財を火災から守るためには、予防や早期発見、初期消火などの対応が欠かせず、そのための防災施設の設置が必要です。

龍泉菴は妙心寺塔頭の一つで、敷地内には本堂、庫裏など5棟の府指定文化財建造物が近接して建ち並び、万一の出火の際には大きな被害となるおそれがあります。速やかに火災を発見できるように自動火災報知設備を設置しました。



龍泉菴建造物防災施設事業

美術工芸品保存修理事業

美術工芸品は、紙、絹、漆、木などの脆弱な材質で作られているものが多く、それぞれの材質に応じた保存修理を一定の年月ごとに行なうことが重要です。

本年度は、いずれも昨年度から継続している3件の事業を実施しました。

廬山寺(上京区)の阿弥陀如来両脇侍像3軀は、矧ぎ目の緩み、表面漆箔の浮きのほか、部分的な損傷がみられましたので、接ぎ目の補正・接合、樹脂による剥落止め等を施しています。

調子家文書(長岡京市)のうち巻子の7巻は、古文書本紙の虫損、折損がみられましたので、一度解体し、虫損部の繕いを中心に本紙修理を施しました。

法常寺(亀岡市)の一絲文守他歴代関係資料のうち、木造一絲文守椅像1軀及び木造後水尾天皇坐像1軀は、矧ぎ目の緩み、表面彩色の剥落のほか、部分的な損傷がみられましたので、必要な箇所は解体後接合しなおし、表面彩色については剥落止めを施しています。

美術工芸品防災施設設置事業

建造物同様に、美術工芸品においても防災・防犯対策は重要で、自動火災報知設備、消火設備及び防犯設備の設置あるいは収蔵庫の建設などの事業を実施しています。

如意寺(宮津市)には、快慶作木造地藏菩薩坐像1軀(鎌倉時代)が安置されていますが、このたび地藏堂の一部改修を行うとともに、自動火災報知設備の改修、防犯設備の新設を行いました。

無形文化財保存事業

無形文化財には、演劇、音楽、工芸技術などがあります。いずれも伝統的な技芸という無形の技ですが、特に演劇、音楽などの芸能は、動きを伴うこともあって、現れては消えていくという時間の連続で、公開の場所を共有しないと確認できないという制約があります。これに対して、工芸技術は、最後には作品という形で残るところに大きな特徴があります。

今年度は、京都府指定無形文化財「竹工芸」保持者の早川尚古齊氏が、これまでの代表作などを集めた作品集を制作する記録作成事業を行いました。

史跡名勝天然記念物保存修理事業

史跡名勝天然記念物の保存事業には、史跡等の環境整備、名勝庭園の池護岸修理、天然記念物の保護増殖など、個々の文化財に対応した多様な内容が含まれています。

天然記念物アベサンショウオ基準産地(大宮町)では、積雪により折倒した木竹除去など生息環境の保全事業を行いました。



廬山寺阿弥陀如来両脇侍像保存修理事業



法常寺後水尾天皇坐像保存修理事業



アベサンショウオ記念物保存修理事業

〈主な府指定・登録等文化財〉 丹後・与謝の府指定・登



① 指定 (美・絵) 絹本著色松井与八郎像
(桃山時代・久美浜町宝泉寺)



③ 登録 (建) 日吉神社本殿
(文政10年(1827)網野町)



④ 決定 (文) 竹野神社 (丹後町)



② 指定 (史) 湯舟坂2号墳
(古墳時代後期・久美浜町)



⑨ 登録 (美・考) カジヤ古墳出土品
(古墳時代・峰山町)



⑩ 指定 (天) アベサンショウウオ
基準産地 (大宮町)



⑪ 指定 (史) 大宮賣神社境内 (古墳・平安時代・大宮町)



⑫ 指定 (美・絵) 紙本墨画方士求不死薬図
(江戸時代・加悦町施薬寺)



⑬ 指定 (名) 西光寺庭園
(江戸時代後期・加悦町)



⑱ 指定 (建) 加悦町役場庁舎
(昭和4年(1929)加悦町)

録等文化財 (※地図中の番号は写真番号と一致)



⑤ 登録 (民・無) 遠下のちいらい踊 (丹後町)



⑥ 指定 (美・彫) 木造薬師如来及両脇侍像 (平安時代・丹後町成願寺)



⑧ 指定 (民・無) 黒部の踊子 (弥栄町)



⑦ 指定 (史) 黒部銚子山古墳 (古墳時代中期・弥栄町)



⑫ 指定 (美・彫) 木造大日如来坐像 (室町時代・宮津市智恩寺)



⑬ 指定 (名) 江西寺庭園 (江戸時代中期・宮津市)



⑮ 登録 (民・有) 金毘羅大権現奉納船絵馬 (江戸～明治時代・宮津市由良協自治会)



⑰ 指定 (天) 神宮寺のコヤマキ (野田川町)



⑭ 指定 (建) 三上家住宅主屋 (天明3年(1783) 宮津市)



⑯ 登録 (民・無) 木積神社祭の神楽・太刀振・笹ばやし (岩滝町)

〈主な府指定・登録等文化財Ⅱ〉 中丹の府指定・登録等文



⑪ 指定（美・絵）紙本著色清園寺縁起
（南北朝時代・大江町清園寺）



⑩ 指定（建）旧平野家住宅主屋
（明治42年（1909）大江町）



⑫ 登録（美・彫）木造春日明神坐像
（南北朝時代・福知山市佐々木神社）



⑮ 指定（史）長者森古墳
（古墳時代後期・夜久野町）



⑭ 重文（建）島田神社本殿
（文亀2年（1502）福知山市）
（昭和62年府指定から国重文に）



⑬ 指定（美・工）愚中周及関係遺品
（室町時代・元時代・福知山市天寧寺）



⑯ 登録（建）高倉神社本殿
（寛文4年（1664）夜久野町）



⑰ 指定（民・無）丹波の漆かき
（夜久野町）



⑱ 登録（建）梅田神社本殿
（貞享5年（1688）三和町）

化財 (※地図中の番号は写真番号と一致)



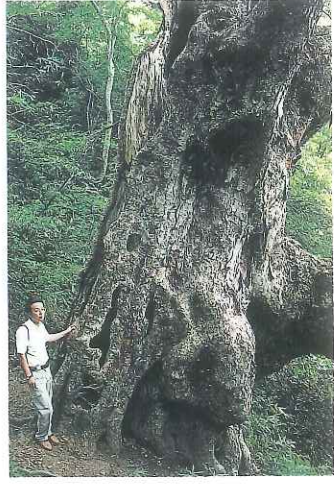
① 指定 (民・無) 松尾寺の仏舞 (舞鶴市)

定 (美・古) 制札
時代・舞鶴市金剛院)

③ 決定 (文)
金剛院 (舞鶴市)



④ 指定 (建) 旧岡田橋 (明治21年 (1888) 舞鶴市)



⑥ 指定 (天) 君尾山の
トチノキ (綾部市)



⑤ 指定 (無形) 黒谷和紙 (綾部市)



⑧ 指定 (美・絵)
絹本著色天庵妙受像
(南北朝時代・綾部市安国寺)



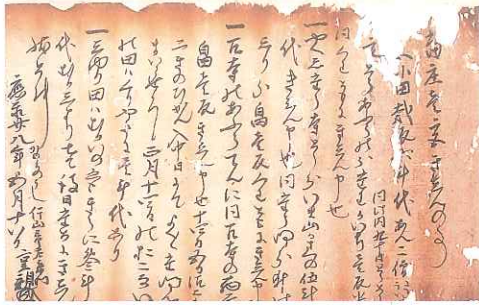
⑦ 指定 (建) 安国寺仏殿
(寛保3年 (1743) 綾部市)



⑱ 指定 (民・有) 大原の産屋 (三和町大原神社)



⑨ 指定 (名) 正暦寺庭園 (江戸時代後期・綾部市)



① 指定（美・古）片山家文書
（鎌倉～江戸時代・和知町片山丁宣）



⑩ 登録（民・無）諏訪神社の祭礼芸能
（美山町）



② 登録（建）梅田春日神社本殿
（江戸時代中期・瑞穂町）



③ 指定（美・絵）板絵著色神馬図
（室町時代・丹波町子守神社）



④ 登録（建）能満神社本殿
（明和4年（1767）丹波町）



⑤ 指定（史）黒田古墳
（古墳時代前期・園部町）



⑦ 決定（文）摩気神社（園部町）



⑧ 指定（建）鹿島神社本殿
（永正6年（1509）園部町）



⑥ 指定（美・考）黒田古墳出土品
（古墳時代・園部町）



⑫ 指定（美・工）鱧口
（南北朝時代・亀岡市金輪寺）

登録等文化財 (※地図中の番号は写真番号と一致)



⑰ 指定(建) 八幡神社本殿
(明和4年(1767) 美山町)



⑲ 指定(建) 八幡宮社本殿
(寛永18年(1641)頃・京北町)



⑱ 指定(美・彫) 木造金剛力士立像
(鎌倉時代・美山町歓楽寺)



⑳ 指定(天) 下黒田の伏条台杉群
(京北町)



⑨ 登録(建) 多治神社本殿
(宝暦5年(1755) 日吉町)



⑩ 指定(美・彫) 木造毘沙門天立像
(平安時代・日吉町普門院)



⑪ 指定(建) 帝釋天堂
(江戸時代中期・八木町)



⑬ 指定(名) 法常寺庭園
(江戸時代中期・亀岡市)

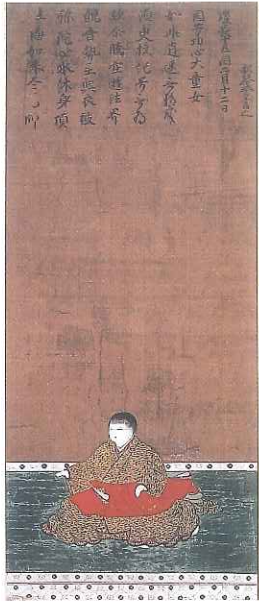


⑭ 登録(民・有)
奥条人形浄瑠璃用具
(江戸~明治時代・亀岡市奥条区)



⑮ 指定(建) 穴太寺本堂
(享保20年(1735) 亀岡市)

〈主な府指定・登録等文化財Ⅳ〉 京都市の府指定・登録等



⑭ 指定（美・絵）絹本著色徳川市姫像
（桃山時代・右京区清涼寺）



⑬ 指定（建）聖釋院本堂
（慶長年間（1596～1615）右京区）



① 指定（美・絵）紙本著色遊行上人
（室町時代・北区金蓮寺）



⑨ 指定（無形）友禪「楔形花片漸層文」
（保持者・中京区森口邦彦）



⑩ 選定（選）雅楽管楽器製作修理
（保持者・左京区八幡暹昌）



⑧ 指定（美・工）瑞泉寺伝来表具裂
（瑞泉寺裂）（桃山～江戸時代・中京区瑞泉寺）



⑮ 指定（美・彫）木造聖徳太子立像
（鎌倉時代・西京区宝菩提院）



⑯ 指定（建）十輪寺本堂
（寛延3年（1750）西京区）



⑰ 指定（美・彫）木造阿弥陀如来坐像
（鎌倉時代・伏見区一念寺）

文化財 (※地図中の番号は写真番号と一致)



③ 指定 (建) 本法寺本堂
(文化3年 (1806) 上京区)



⑦ 指定 (建) 知恩寺御影堂
(宝暦6年 (1756) 左京区)



④ 指定 (建) 京都府庁本館
(明治37年 (1904) 上京区)

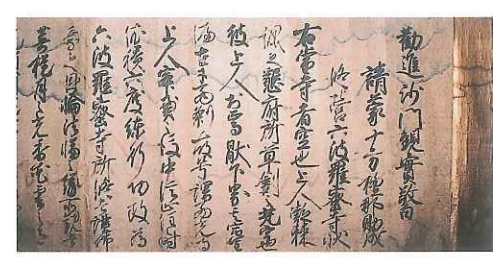


⑥ 指定 (天) 旧府知事公舎
のエノキ (上京区)



⑤ 指定 (民・有) 丹後の紡織用具及び製品
(京都府 (府立丹後郷土資料館保管))

② 指定 (美・歴) 京都盲啞院関係資料
(江戸~大正時代・府立盲・聾学校)



⑪ 指定 (美・古) 六波羅蜜寺再興勸進状
(南北朝時代・東山区六波羅蜜寺)



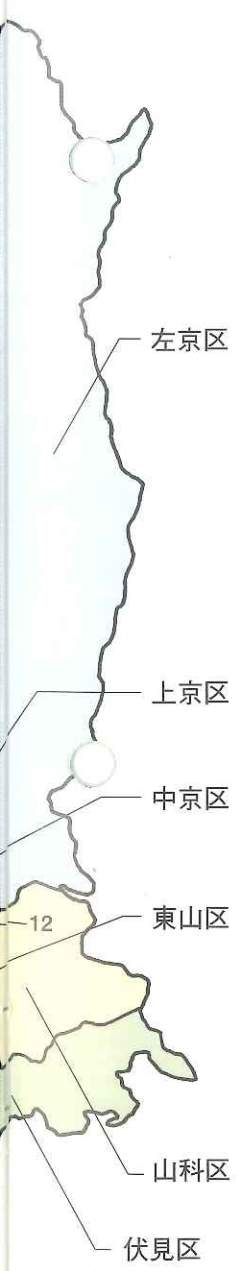
⑫ 指定 (名) 両足院庭園 (江戸時代中期・東山区)



⑱ 重文 (建) 寶塔寺本堂 (慶長13年 (1608) 伏見区)
(昭和59年府指定から国重文に指定)



⑲ 重文 (建) 御香宮神社本殿 (慶長10年 (1605)
伏見区) (昭和60年府指定から国重文に指定)



〈主な府指定・登録等文化財 V〉 乙訓・山城の府指定・登



① 指定 (史) 物集女車塚古墳
(古墳時代後期・向日市)



② 指定 (美・彫) 木造千手観音立像
(平安時代・長岡京市楊谷寺)



③ 指定 (名) 楊谷寺庭園
(江戸時代中期・長岡京市)



④ 指定 (美・書) 紺紙銀字法華経
(高麗時代・大山崎町宝積寺)



⑦ 登録 (民・無) 東一口のトンド (久御山町)



⑩ 登録 (民・有)
(慶応3年(1867))



⑧ 指定 (美・彫) 木造神像
(平安～室町時代・八幡市石清水八幡宮)



⑨ 指定 (天) 石清水八幡宮神楽殿の
クスノキ (八幡市)



⑪ 指定 (建) 酬恩庵虎丘庵
(江戸時代前期・京田辺市)



⑭ 指定 (民・無) 祝園の居籠祭
(精華町)



⑮ 登録 (建)
(寛文9年)

録等文化財 (※地図中の番号は写真番号と一致)



⑤ 指定 (無形) 木工芸「櫛拭漆大飾棚」
(保持者・宇治市村山明)



⑥ 指定 (美・考) 二子山古墳出土品
(古墳時代・宇治市)



⑫ 登録 (民・無) 宇治田原三社祭の
舞物 (宇治田原町)



おかげ踊図絵馬
城陽市天満神社)



⑬ 指定 (建) 高神社本殿
(慶長9年(1604)井手町)



⑲ 登録 (建) 法明寺薬師堂
(17世紀初期・笠置町)



⑱ 指定 (美・絵) 絹本著色和束天神縁起
(南北朝時代・和束町天満宮)



⑳ 登録 (建) 春光寺本堂
(寛政11年(1799)南山城村)



大智寺本堂
(1669)木津町)



⑯ 指定 (建) 不動川砂防施設
(明治時代・山城町)



⑰ 決定 (文) 当尾磨崖仏 (加茂町)

種 別 区 分	重要無形文化財								重要無形文化財			重 要 的 伝 建 群 区 保 存 地 区	選定保持技術			
	保 持 者								有 形	無 形	計		保 持 者		保 持 団 体	
	芸 能				工 芸 技 術											
	各 個	総 合			各 個	総 合							件	人	件	団 体
全 国	件	人	件	団 体	件	人	件	団 体	198	217	415	61	件	人	件	団 体
	37	55	11	11	49	59	13	13					44	50	22	24
京 都 府	4	4	0	0	11	11	0	0	3	8	11	5	16	17	5	5

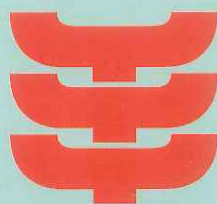
3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。
 なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。
 (1) 2府県以上のわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡、(史) 琵琶湖疎水 (史) 石のカラト古墳
 (2) 地域を定めないもの (主な生息地) (天) 小国鶏
4. 選定保存技術の()内は、実団体数である。

市町村文化財保護条例の制定及び指定件数等状況

(平成14年5月1日現在)

市町村名	有 形 文 化 財										無 形 文 化 財		史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	文 化 財 環 境 保 全 地 区	選 定 保 存 技 術	合 計	条 例 制 定 年 月	備 考
	建 造 物		美 術 工 芸 品								有 形	無 形								
	件 数	棟 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	計										
京 都 市	指定	63	165	55	31	13	3	9	4	8	123	2		12	23	18		(241)		
	登録	21	36	3	6					23	4	36	2	50	12	3	10		(134)	56.10
	計	84	201	58	37	13	3	32	4	12	159	4	50	24	26	28	(8)	383		
向 日 市				2	8			4	7	1	22		1	1				24		59.9
長 岡 京 市		3	23	7	5			6	3		21			2		4		30		50.7
大 山 崎 町		5	5		1						1							6		60.4
宇 治 市		3	14	3	33	2	3		3	2	46	1		1		1		52		44.4
城 陽 市		5	11		11	1		2	1	1	16	1	1	2				25		61.4
八 幡 市				2	3			1	1		7							7		60.3
京 田 辺 市					2				3		5		4	3				12		50.3
久 御 山 町				1	5						6					1		7		H5.4
井 手 町					1	1					2					1		3		H7.4
宇 治 原 町		9	9		10				1		13	1		1	1			25		48.10
山 城 町		6	10	2	4		1	3	9	0	19			3	3			31		47.9
木 津 町					2				1		3							3		60.10
加 茂 町				1	1						2							2		61.1
笠 置 町																		0		H7.3
和 束 町																		0		H7.3
精 華 町					4						4							4		63.12
南 山 城 村																		0		51.12
京 北 町				6	13	7	2	1			29		1	1		2		33		53.10
美 山 町					10						10				11	(1)		22		H元4
亀 岡 市		8	13	4	18	4	1	2	1		30	1	1	2		1		43		43.12
園 部 町					5						5							5		44.3
八 木 町		5	5		8						8							13		59.3
丹 波 町		2	2	1	4	1	1				7		1	2				12		62.3
日 吉 町		7	13	1	16	10	2				29	1	2	1				40		51.4
瑞 穂 町		1	1		3	2					5			1		1		8		60.3
和 知 町				1	3						4		1			2		7		53.12
綾 部 市		4	6	5	13	3	4	8			33		2					39		40.4
福 知 山 市		15	19	14	25	11	4	4	1		59	1	9	2		2		88		38.6
舞 鶴 市		7	9	7	20	7		1	2	2	39	6	5	1		8		66		38.10
夜 久 野 町														3				3		47.8
三 和 町		3	3		1			2	1		4	1						8		59.12
大 江 町				9	4	4		4			21			4				25		48.3
宮 津 市		7	7	9	15	3	2	2	2	1	34	10	4		1	4		60		58.12
加 悦 町		5	5	3	9	2		1	1		16		1	4				26		39.7
岩 滝 町					1						1		1		1			3		40.7
伊 根 町		1	2									10	11					13		60.6
野 田 川 町		3	3		9	2					11		2	2		2		20		59.6
峰 山 町				7	1	2	1				11		2	2				15		52.3
大 宮 町		1	1	6	2	2	2				12		1	3		3		20		58.3
網 野 町		1	1		1	1	1				4			3	2	1		11		46.3
丹 後 町				2	2	2			2		8			3		2		13		55.3
弥 栄 町					2				3		5	1		1				7		48.3
久 美 浜 町		7	7		3	1					4			3			(2)	16		53.3
郡 部 指 定 計		108	169	93	275	71	26	41	43	7	556	1	24	50	51	7	47	847		
合 計	指定	171	334	148	306	81	29	50	47	15	679	1	26	50	63	30	65	(1088)		
	登録	21	36	3	6	0	0	23	0	4	36	0	2	50	12	3	10	(134)		条例制定市町村 44/44
	計	192	370	151	312	84	29	73	47	19	715	1	28	100	75	33	75	(1230)		

※文化財環境保全地区及び選定保存技術は合計欄のみに算入



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護活動を全国に推し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.20 **守り育てようみんなの文化財**

発行 京都府教育委員会
京都市上京区下立売通新町西入ル
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課
TEL (075) 414-5901



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています